

金融円滑化に対する当金庫の取組状況について

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律

第7条第1項に規定する説明書類

新 湊 信 用 金 庫

第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

金融円滑法に基づく措置の実施に関する方針として、「金融円滑化管理方針」を平成21年12月22日から適用することとし、理事会にて決定しました。金融円滑化管理の実効性を確保するため、金融円滑化対応委員会を設置するほか、理事会、常勤理事会及び金融円滑化対応委員会の役割を定めた「金融円滑化管理規程」を策定しています。

- ・当庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対し必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細やかな支援に取り組むことは、当庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していきます。

第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

金融円滑法に基づく措置の状況を把握するための体制を、「金融円滑化マニュアル」に定めました。

- ・貸付の条件変更等の相談・申込みを受けた場合は、「条件変更等の申込みを受けた貸出債権一覧表」に記載、「条件変更等」相談シート、「金融円滑化法対応受付簿」を作成し、実施状況については、毎月審査部へ報告する体制としています。審査部は、各営業店の状況をまとめて常勤理事会に報告する体制としています。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

金融円滑法に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制を「金融円滑化マニュアル」に定めました。

- ・平成 21 年 12 月 10 日より、事業資金・住宅ローンの「返済相談窓口」を全営業店に設定し、相談に対応しています。また、貸出条件変更等に関する苦情相談はコンプライアンス室を専用窓口としています。
- ・営業店での貸出の条件変更等に関する苦情相談を受けた場合は、当該苦情相談の内容を「相談・苦情処理案件報告書」に記載し、その都度コンプライアンス室に報告し、管理する体制としています。

第 4 府令第 6 条第 1 項第 4 号に規定する法第 4 条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

「金融円滑化マニュアル」に経営相談・経営指導および経営改善に向けた取組みへの対応を定めました。

- ・営業店経営支援担当者は、債務者（零細企業等）の特性や定性的情報を含む経営実態の把握を行い、本部経営支援担当者と協力して経営相談、経営指導、経営改善計画の策定支援を行うこととしています。
- ・経営改善支援先については、経営改善計画の進捗状況を訪問や試算表を基に把握し必要に応じて経営相談・経営指導を行う等、経営改善に向けた働きかけを行うこととしています。